

平成 23 年 8 月

ご契約者各位

7 月 28 日からの大雨にかかる災害に対する金融上の措置について

今回の平成 23 年（2011 年）7 月 28 日からの大雨により、災害救助法が適用された新潟市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、五泉市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡田上町、南蒲原郡阿賀町内、喜多方市、西会津町、三島町、会津坂下町、柳津町、金山町、只見町、南会津町、檜枝岐村内の被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の大雨による被害者の皆様に対し、弊社のご契約をご継続頂くために、状況に応じ以下の金融上の措置を行いますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 保険証券・印鑑等を喪失した保険契約者等につきましては、便宜を致します。
※ 保険金のご請求の際に保険証券またはお受取人様のご印鑑が被害にあわれ紛失された場合等について、対処致します。
- 2 保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行います。
※ 引落預金口座に預金等ができず、また、コンビニ振込が不可能な場合に猶予期間の延長をさせていただきます。

以上

上記またはその他についてのお問い合わせは

東京本社 電話 03-6667-1200

ヒューマンライフ少額短期保険株式会社